

伊藤忠カード

伊藤忠カード会員特約
伊藤忠カード会員規約
伊藤忠カードポイント規定
伊藤忠キャッシングサービス特約

会員特約および会員規約ならびにポイントサービス規定、キャッシングサービス特約をよくお読みのうえ大切にご保管ください。

シーアイ・ショッピング・サービス株式会社

〒107-0061 東京都港区北青山2-5-1
TEL 03-3497-8212

株式会社 **クレディセゾン**

第1条 (名称)

このカードは、シーアイ・ショッピング・サービス株式会社(以下「甲」という)と株式会社クレディセゾン(以下「乙」という)が業務提携して発行するもので、カードの名称は「伊藤忠カード」(以下「本カード」という)と称します。

第2条 (年会費)

(1)本カードの年会費は下記の通りとします。

①一般カード………本人会員-1,250円(税抜)
家族会員-400円(税抜)

②ゴールドカード…本人会員-2,250円(税抜)
家族会員-1名無料、2名以上は
各1,000円(税抜)

但し、一般カード及びゴールドカード本人会員の年会費については甲が負担し、本人会員の負担は無いものとします。

(2)ゴールドカード会員については、乙が通常実施するサービスおよび特典のうち「てんとう虫」「ギフトカードプレゼント」を除外するものとします。

第3条 (会員資格の喪失)

(1)会員は、甲または乙あて所定の退会届けを提出することにより、いつでも退会することができます。

(2)会員は、UCカード会員規約第10条第2項に定める他、下記の事由により会員資格を喪失したときにもUCカード会員規約第10条第2項のカード利用停止または会員資格取り消し事由に該当するものとします。但し、この場合会員資格喪失前のカード利用等によるお支払いについては「UCカード会員規約」の効力が維持されるものとします。

①会員が伊藤忠商事株式会社又はシーアイ・ショッピング・サービス株式会社を解雇されたとき。

②乙との一切の取引約定の一つでも違反したとき。

③提携ローン「伊藤忠キャッシングサービス」の毎月の約定返済が遅延したとき。

④伊藤忠社友会々員資格を喪失したとき。

第4条 (カードの返却について)

会員が「UCカード会員規約」並びに「伊藤忠キャッシングサービス特約」の条項等によりカードの使用停止又は会員資格を喪失したとき、あるいは本特約第3条(2)の事由によりカード使用停止又は会員資格取り消しとなったときには直ちに本カードを甲または乙に返却するものとします。

第5条 (会員情報の提供と交換およびその保護)

会員は、甲と乙との間において、両社の業務上必要な範囲で、会員の提出した入会申込書・諸変更届に記載された情報および会員の本カードの利用に関し知り得た情報を、相互に提供または交換することを予め承認します。

第6条 (特約の改定等)

(1)UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

(2)本特約に定めのない事項については、「UCカード会員規約」「伊藤忠カード会員規約」「伊藤忠キャッシングサービス特約」が適用されるものとします。

《個人情報取扱いに関する重要事項》

第1条（個人情報の利用）

入会申込者及び会員（以下、両者を「契約者」と総称します）は、シーアイ・ショッピング・サービス株式会社（以下、「CiSS」と称します）が次の情報（以下、「個人情報」と称します）を下記(1)(2)の目的のために保護措置を講じた上で利用することに同意します。所定の申込書に契約者が記載した氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号等入会申込時に記入した会員属性情報及び伊藤忠カードローンご利用内容並びにUCカード会員規約第14条により届出た情報

(1) CiSSのクレジットカード事業に係る基本的な機能及び付帯サービスの提供

(2) CiSSの催事事業に係るダイレクトメールの送付に関わる業務

第2条（個人情報の委託）

CiSSが第1条(1)(2)の関連事務の処理を委託した企業にその委託業務に必要な範囲内で契約者の個人情報を保護措置を講じた上で預託することに同意します。

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 契約者は、CiSSに対して、自己に関する個人信用情報の開示を請求することができます。開示を求める場合には、第5条記載の窓口（下表【問い合わせ・相談窓口等】）にご連絡ください。

(2) 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、CiSSは、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第4条（本重要事項に不同意の場合）

CiSSは、契約者が本契約に必要な記載事項（申込書面で契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本重要事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りする場合や退会の手続をとることがあります。この場合、UCカードに別途審査のうえ入会していただくことが可能です。

第5条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての契約者の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に關しましては下記にお願いします。

【問い合わせ・相談窓口等】

1. 商品などについてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 特約についてのお問い合わせ・ご相談は下記までご連絡ください。

お問い合わせ事項	お問い合わせ先
・個人情報の開示・訂正・削除 ・営業案内等、広告宣伝印刷物の中止について ・その他本特約全般について	シーアイ・ショッピング・サービス株式会社 顧客相談窓口 03-3497-8212 受付時間：平日9:00-17:00 (土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)

以上

伊藤忠カード会員規約

シーアイ・ショッピング・サービス株式会社(以下「CiSS」という)が株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)と提携して「伊藤忠カード」を発行するにあたり、「伊藤忠カード会員規約」(以下「本会員規約」という)を定めるものとする。

第1条 (会員、家族会員)

伊藤忠カードの申し込み資格は、①伊藤忠商事株式会社およびシーアイ・ショッピング・サービス株式会社の役職員並びにその役職員と同居し生計を同じくする18歳以上の家族、②伊藤忠社友会々員並びにその会員と同居し生計を同じくする18歳以上の家族でCiSSおよびセゾンが伊藤忠カードの利用を承諾した方とします。契約は、CiSSとセゾンが承諾をした日に成立するものとしてします。

第2条 (カード発行)

(1)伊藤忠カードの本人会員、家族会員(以下、両者を「会員」という)には、CiSSとセゾンが業務提携して「伊藤忠カード」と称するクレジットカード(以下「本カード」という)を発行させていただきます。
(2)本カードのご利用は、本カードに記名されたご本人に限らせていただきます。

第3条 (本カードの特性)

本カードは、伊藤忠商事株式会社、シーアイ・ショッピング・サービス株式会社の役職員、伊藤忠社友会々員並びにそれらの家族であることを証すると同時にセゾンの「クレジットカード」としての機能を持つものとしてします。

第4条 (会員特典)

(1)会員はCiSS並びに同社が指定する加盟店、提携店において各種の特典優待サービスを受けることができます。
(2)会員が指定加盟店、提携店を利用する際には本件カードの提示が必要となります。

第5条 (その他)

(1)UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本会員規約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本会員規約」と読み替えるものとしてします。
(2)本会員規約に定めのない事項については、「UCカード会員規約」「伊藤忠カード会員特約」が適用されるものとしてします。

以上

伊藤忠カードポイント規定

第1条 (規定の目的)

(1)本規定はシーアイ・ショッピング・サービス株式会社(以下「CiSS」という)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)との提携により発行する「伊藤忠カード」(以下「本カード」という)の利用に応じ、CiSSが本カードの会員(以下「会員」という)に対し提供する特典(以下「CiSSボーナス」という)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。
(2)CiSSは、必要あると認めたときはいつでも、会員に予めまたは事後に文書で通知して、この規定を変更できるものとしてします。

第2条 (CiSS ボーナス)

(1)CiSSボーナスは、会員がCiSSから所定の還元(以下「ボーナス」という)を受け取ることができる制度です。ボーナスは、本カードにより信用販売を受ける商品・役務等の購入金額(以下「カード利用代金」という)に応じてCiSSから付与されるポイント(以下「ポイント」という)の残高に基づき計算されます。
(2)本カードの会員資格を喪失した場合は、CiSSボーナスを利用することはできません。

(3)セゾンが行う「永久不滅ポイント」は、本カードでは利用することはできません。

第3条 (ポイントの付与対象)

前条第1項のカード利用代金は、キャッシングサービス・年会費・保険掛金・その他所定のものは含まれないものとします。

第4条 (家族会員のカード利用代金)

家族会員のカード利用代金は、ポイント付与に関して、当該会員の属する本人会員のカード利用代金と見做しますので、そのポイントは、本人会員に付与されるものとします。

第5条 (ポイントの付与日)

加盟店でのカード利用代金に対するポイントは、毎月 10 日にセゾン所定の方法により締め切られたカード利用代金に応じて、所定日に本人会員に付与されます。

第6条 (ポイント付与取消)

本人会員または家族会員の商品・役務等の購入の取消し等により、カード利用代金の全部または一部が取消された場合、その取消し額に応じたポイントも、所定の方法により取消されるものとします。

第7条 (ポイント計算)

本人会員のポイントは、CiSSならびにセゾン所定の方法により利用代金に応じて次のとおり計算されポイントが付与されます。

(1)一般の加盟店でのカード利用代金の合計額(1,000円未満切り捨て)に対して、1,000円を単位とし、これに1,000分の5を乗じて得られるポイント。

(2)CiSSが別途特に指定する加盟店におけるカード利用代金について1,000円を単位とし、これに1,000分の5を乗じて得られる加算ポイントを加えるものとする。

第8条 (会員へのポイントのご連絡)

第7条に基づき計算された当該利用日の有効なポイント数(毎月11日から翌月10日迄の1ヶ月間のみポイント数)および蓄積された有効なポイント残高などは、会員に送付されるご利用明細書上に記載されます。

第9条 (ポイントの蓄積と有効期間)

(1)本人会員は、毎年6月11日から翌年6月10日迄の12ヶ月間、ポイントを蓄積できます。

(2)蓄積ポイントは、次年度以降への繰越しはできないこととします。

第10条 (ポイントの還元および条件)

(1)本人会員は、蓄積された有効なポイントに基づいてボーナスを受け取ることができます。

(2)ボーナスを受け取れるのは、CiSSがボーナスを還元する時点で会員資格を有している場合に限りです。

(3)CiSSおよびセゾンは、所定の審査により、会員もしくは家族会員がポイント取得に関し不正・虚偽の行為をしたと認めた場合、または「伊藤忠カード会員特約」「伊藤忠カードポイント規定」「伊藤忠カード会員規約」および「UCカード会員規約」を遵守していないと認めた場合には、当該会員へのボーナス付与を拒否または保留することができるものとします。

第11条 (ボーナス対象となるポイント残高ならびにボーナスの方法)

ボーナスの対象となるポイント残高は、第9条に基づき蓄積されたポイント残高とし、蓄積期間経過後3ヶ月以内に下記の方法にてボーナスを実施致します。

(1)ボーナスはポイント1点を1円とし、1,000円未満切り捨て、1,000円以上分につき500円単位まで計算した金額とし(例、1000～1499ポイントは1000、1500～1999ポイントは1500とする)現金を本人会員が本カードで指定している金融機関の口座に振り込むこととします。

(2) ボーナスを受ける金額の上限は20万円とします。

第12条 (公租公課)

CiSSボーナスによりボーナスを受けた金額について、公租公課が課せられる場合、会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第13条 (ポイントの消滅)

会員が、理由の如何を問わず伊藤忠カード会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、CiSSボーナスにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第14条 (CiSS ボーナスに関する疑義等)

(1) 会員は、理由の如何を問わず、CiSSボーナスにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

(2) ポイントの有効性、ポイント数、ボーナス受取資格に関する疑義、その他のCiSSボーナスの運営に関して生ずる疑義は、CiSSの決するところによるものとします。

第15条 (終了・中止・変更等)

(1) CiSSは、予告なしにいつでもCiSSボーナスを終了もしくは中止、または内容を変更できるものとし、会員は予めその旨を承認するものとします。

(2) CiSSは、第7条にいうCiSS所定の率もしくは加算率、第11条にいうCiSS所定の率を予告なしに、いつでも変更できるものとします。

(3) CiSSボーナスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

以上

伊藤忠キャッシングサービス特約

第1条 (適用)

シーアイ・ショッピング・サービス株式会社(以下「CiSS」という)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)との提携により発行する伊藤忠カードについては、UCカード会員規約第29条第1項に定めるキャッシング(リボ)を伊藤忠カードローン(以下「本ローン」という)と読み替えたうえで、UCカード会員規約に加え本特約を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第2条 (融資要領)

伊藤忠カードのキャッシングサービスの融資要領は、以下のとおりとします。

(1) 利用可能枠

UC規約第5条に定めるキャッシングサービスの利用可能枠は、セゾンが審査決定のうえ定めた金額とします。

(2) 融資額

伊藤忠カードのキャッシングサービスについては、UC規約第28条第2項但し書きの適用はないものとします。

2. 本ローンの融資要領は、前項に加え、以下のとおりとします。

(1) 利用資格

本ローンの利用資格は、年齢が20歳以上の伊藤忠カード会員(家族会員を除く)に限ります。ただし、第3条に定める期間までとします。

(2) 返済元金

本ローンの毎月の返済元金は、セゾンが通知する金額とします(1万円以上5万円までの間で1万円単位)。ただし、会員はセゾンに申し出ることにより返済元金を変更することができます(1万円以上5万円までの間で1万円単位)。

(3) 利率及び利息計算

本ローンの利率は、みずほ銀行における短期プライムレートを基準とし、基準レートに6.50%を加算した変動金利型とします。

金利の見直しは、年2回とし、

●毎年2月1日の短期プライムレートを基準とした金利を上半期(4/1～9/末)に適用

●毎年8月1日の短期プライムレートを基準とした金利を下半期(10/1～3/末)に適用するものとします。ただし、金融情勢の変化などにより相当の事由がある場合には一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

(4) 資金用途／本ローンの資金用途はカード決算資金、耐久消費財の購入資金、レジャー資金、教育資金等生活に密着したものと、事業性資金を除きます。

第3条 (融資の中止)

会員が、満58歳となった場合、誕生日が9月から翌年2月までの会員は3月に、誕生日が3月から同年8月までの会員は9月に、セゾンの指定する日をもって、本ローンの新規融資を停止します。

第4条 (期限の利益の喪失)

UC会員規約第11条第2項(期限の利益の喪失)に以下の条項を追加します。但し、本ローンによる債務に限ります。

(1) 会員が伊藤忠商事株式会社又はシーアイ・ショッピング・サービス株式会社を解雇されたとき。

(2) セゾンとの一切の取引約定の一つでも違反したとき。

(3) その他、セゾンが債権保全のため必要と認めたとき。

(4) 会員が伊藤忠社友会々員資格を喪失したとき。

第5条 (特約の改定)

UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは「本特約」と読み替えるものとします。

第6条 (その他の事項)

本特約に定められていない事項については、「UCカード会員規約」「伊藤忠カード会員規約」「伊藤忠カード会員特約」を適用いたします。

以上

伊藤忠カードキャッシングサービスのご案内

名称	融資金	融資利率	返済方式	返済期間	返済回数	担保
伊藤忠キャッシングサービス(1回払い)	キャッシングサービス(1回払い)利用可能枠(1～30万円)の範囲内(1万円単位)	年利18.00%(ご利用日の翌日から返済日までの日割計算)	元利一括返済	1ヶ月	1回	不要
伊藤忠カードローン	伊藤忠カードローン利用可能枠(1～300万円)の範囲内(1万円単位)	みずほ銀行短期プライムレート+6.50%	・元金定額返済(1万円～5万円) ・ボーナス月元金増額返済 ・ボーナス月のみ元金返済(5万円以上)	100万円未満の場合→1ヶ月～160ヶ月 100万円以上の場合→1ヶ月～100ヶ月	100万円未満の場合→1回～160回 100万円以上の場合→1回～100回	不要

●遅延損害金 年利20.00%

個人情報情報機関に関するご案内

加盟個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定個人情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

☎0570-666-414

ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

登録期間 ①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間

②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内

③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内

※(株)シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(株)日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定個人情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14

住友不動産上野ビル5号館

☎0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

登録情報 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内

②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間

③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内

④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)

提携個人情報情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020 ☎0120-540-558

ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※全国銀行個人情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関です。

D283 20.01(D)